

鏡野町国民保護計画(改定案)への パブリックコメント募集中

国民保護法第35条の規定に基づき、町内の国民保護措置の総合的な推進に関する事項及び町が実施する国民保護措置に関する事項等について定めた鏡野町国民保護計画(改定案)について、皆様からのご意見を募集します。

■実施項目：鏡野町国民保護計画

■募集期間：令和4年12月21日(水)から令和5年1月19日(木)まで

■担当課：くらし安全課 生活安全係

■資料の閲覧場所：鏡野町ホームページ (<http://www.town.kagamino.lg.jp/>)

鏡野町くらし安全課窓口、奥津・上齋原・富の各振興センター、鏡野町中央公民館、各地区公民館

■意見を提出できる人：町内在住者、在勤者、在学者

■提出方法：原則、意見情報提出書(専用用紙)を用い、住所・氏名・電話番号・意見を記入し、郵便、ファックス、Eメール又は窓口で提出してください。意見情報提出書は、上記資料の閲覧場所にあります。

※意見提出者の住所、氏名を公表することはありません。

■その他：意見提出者に個別の回答は行いませんが、検討の結果、意見の概要及び意見に対する町の考え方や改定案を修正したときは、その修正内容などを公表します。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 生活安全係 〒708-0392 鏡野町竹田660
電話(0868)54-2621 FAX(0868)54-4823

水道管を凍結から守りましょう

水道管が凍結すると水が出なくなるだけでなく、破裂して漏水することがあります。宅内水道管の修理費用はお客さまの負担となりますので、早めに防寒対策をして、冬を乗り越えましょう！

○水道管はあなたの財産です

メーターから宅内側の水道管とそれに接続する給湯器やトイレなどの設備はすべてあなたの財産です。水道管の凍結で漏水が発生すると、高額な水道料金や修理費用も自己負担となります。普段から気象情報を確認し、水道管を凍結から守りましょう。

○水道管の防寒対策

蛇口が破裂しやすいので、保温材や毛布などで図のように上側までしっかり包んでください。また、夜間冷え込みそうなときは、蛇口から細く水を流すのも良いでしょう。

○凍結したときは

凍った部分にタオルなどをかぶせて、ぬるま湯をゆっくりかけて溶かしましょう。
※熱湯をかけないでください。水道管や蛇口が破裂するおそれがあります。

○破裂・漏水してしまったときは

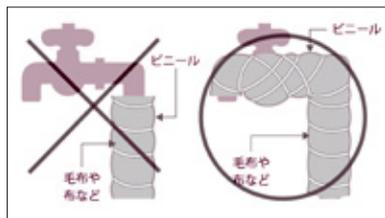
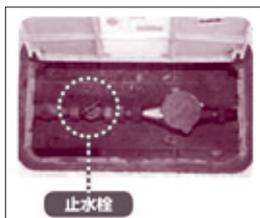
①メーターボックス内の止水栓を右に回して水を止めてください。
②もし漏水が発生した場合は止水栓を閉め、鏡野町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。宅内水道管の修繕費はお客さまの負担となります。

○長期不在時は止水栓を閉めてください

長期間水道を使用しない場合には、止水栓を閉め、水抜きを行って漏水を防止しましょう。

(水抜きの方法)

- ①止水栓を閉める。
- ②すべての蛇口を開けて、残った水を抜いておく。
- ③蛇口から水が出なくなったら、すべての蛇口を閉める。



お問い合わせ先

鏡野町上下水道課 担当：三道(さんみち) 電話(0868)54-0001